

宿泊施設誘客促進事業費補助金事業者募集要項

本募集要項は、宿泊施設誘客促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、「とまっ得おたる」事業への参画事業者の募集を実施するに当たり必要な事項を定めるものです。

1. 募集対象者

対象事業者は、市内にある宿泊施設を運営する者で次の各号のいずれかに該当するものうち、交付要綱第3条第2項及び第3項の条件を満たすものとする。ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人は対象者から除くものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営むもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

2. 「とまっ得おたる」事業概要

- (1) 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、宿泊誘客を促進する事業に要する経費のうち、宿泊料金割引に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、1予約につき宿泊料金の50パーセントに相当する額を上限（1泊当たりの上限は、1万円とする。）とし、補助対象は、5泊分まで（連続して5泊する場合に限る。）とする。また、補助金の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、1補助対象事業者当たり、営業する宿泊施設の区分及び定員合計数（同一区分の宿泊施設が一つの場合はその定員数をいい、同一区分の宿泊施設が複数ある場合はそれらの定員の合計数をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる補助金上限額（複数の区分にわたって宿泊施設を営業する補助対象事業者については、それぞれの区分及び定員合計数に応じた補助金上限額のうち、最も高額となる補助金上限額）の範囲内の額とする。

区分	定員合計数に応じた補助金上限額					
	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上 400人以下	401人以上
旅館・ホテル	補助金上限額	50万円	100万円	200万円	250万円	300万円
	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	
簡易宿所	補助金	20万円	50万円	100万円	150万円	
	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	

	上限額				
民泊施設	1 補助対象事業者当たり 5 万円（補助金上限額）				

- (3) 補助対象事業者は、「とまっ得おたる」事業を利用する宿泊施設の宿泊者に対して、事務局から預託されたクーポン券預託数の範囲内において、クーポン要綱に規定する「とまっ得おたるクーポン」（以下「クーポン」という。）を宿泊のチェックイン時に一人1泊当たり2,000円分を配布する。
- (4) 事務局が宿泊事業者に預託するクーポン券預託数については、1 宿泊事業者当たり、営業する宿泊施設の区分及び定員合計数（同一区分の宿泊施設が一つの場合はその定員数をいい、同一区分の宿泊施設が複数ある場合はそれらの定員の合計数をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げるクーポン券預託数（複数の区分にわたって宿泊施設を営業する宿泊事業者については、それぞれの区分及び定員合計数に応じたクーポン券預託数のうち、最も多いもの）とする。

区分	定員合計数に応じるクーポン券預託数					
旅館・ホテル	定員合計数	50 人以下	51 人以上 100 人以下	101 人以上 200 人以下	201 人以上 400 人以下	401 人以上
	クーポン券預託数 (2 枚 1 冊)	120 冊	270 冊	540 冊	810 冊	1,080 冊
簡易宿所	定員合計数	50 人以下	51 人以上 100 人以下	101 人以上 200 人以下	201 人以上	
	クーポン券預託数 (2 枚 1 冊)	60 冊	180 冊	288 冊	450 冊	
民泊施設	1 宿泊事業者当たり 12 冊					

3. 補助金の対象となる期間

補助金の対象となる期間は、交付要綱第 11 条の規定により交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、令和 4 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にチェックインした宿泊施設での利用分とする。

4. 適用の除外

補助対象経費に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を基に、市がとまっ得おたる事業の中止又は一時停止した場合
- (2) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (3) 有料会員又は福利厚生会員等、特定の者しか購入できない商品
- (4) 販売方法等が不明瞭なもの
- (5) その他、事務局が不相当と認めるもの

5. 申請方法

事務局が指定する様式で、必要書類を提出し、参画事業者としての登録を申請するものとする。申請及び請求は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなどやむを得ない事情がある場合は、事務局へ連絡の上、次の各号に掲げる書類を次項に規定する期限までに提出することとする。

- (1) とまっ得おたる事業参加登録申請書（様式第1号）、委任状（様式第2号※事務局が必要と判断した場合のみ）
- (2) 口座確認書（様式第3号）
- (3) 前号に記載した指定口座通帳の写し
- (4) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
- (5) その他事務局が必要と認める書類

6. 申請書提出期限

令和4年8月15日（月）

※上記期日以降の申請については、別途市と事務局が締切日を設けた上で受け付ける。

7. 新型コロナウイルス感染症による北海道警戒ステージ等の対応について

補助対象事業者は、新型コロナウイルス感染拡大により地域の往来の抑制や外出の自粛等の行動制限等の発令がされた場合は、事務局と連携を密にとりながら、以下の対応をとることとする。

- (1) 小樽市内に行動制限等が発令した場合
 - ① 事業の一時停止又は利用対象者の制限をする。
 - ② 新規販売を中止する。
- (2) 小樽市外で行動制限等が発令した場合
 - ① 対象地域からの宿泊者に対する「とまっ得おたる」を利用した旅行は控えるよう呼びかける。

8. お問い合わせ

とまっ得おたる事務局 TEL：0134-61-6875

（土・日・祝を除く 10：00～17：00）